

意見書

平成17年1月13日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 103-0015

住 所 とうきょうとちゅうおうく にほんばし はこぎき ちよう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

氏 名 そふとばんくびーびーかぶしきがいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そんな まさよし
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス

郵便番号 104-8508

住 所 とうきょうとちゅうおうくはっちょうほりよんちようめ ばん ごう
東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

氏 名 にっぽんてれこむかぶしきがいしゃ
日本テレコム株式会社

だいひょうしっこうやくしゃちよう くらしげ ひでき
代表執行役社長 倉重 英樹

メールアドレス

()

電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

電気通信事業報告規則改正案に対する意見

今回の電気通信事業報告規則の改正により、F T T H等のブロードバンドインターネットサービスに関する都道府県別契約数の報告が半年周期に変更となります。ブロードバンドインターネットサービスは急速に発展しており、適宜市場の現況を把握することが必要と考えられることから、本省令改正に異論はございません。

しかしながら、「改正の背景」には「急速に変化する電気通信事業分野の現況を一層正確に把握するため」との理由のみが記載されており、具体的な利用方法が明示されておりません。当該報告内容は貴省における政策判断に用いられるのみならず、統計データとして国民や市場関係者に公表し、広く活用されることが有益であると考えます。したがって、本省令改正とあわせ、集計データにつきましても、半年単位で迅速に公表していただくことを要望いたします。

以上